

ちばやあかさか

人の動き

世帯数および人口	(昭和49年6月1日現在)
世帯数	1,120戸
人口	5,039人
男	2,412人
女	2,627人

発行所 千早赤阪村役場 TEL (07217) 代 ② 0081

印刷 富田林市 東野印刷所

出合橋完成する

昨年九月に着手し村民各位に長らくご不便をおかけ

いたしておりました。村道水分延命寺線、出合橋、橋



このたび、本村では巡回診療車を購入し機動力をもって予防接種等の村民の健康管理の充実に計ります。

梁整備工事は四月に無事竣工しました。

この出合橋は従来の木橋と異り村道橋、初めての一等橋で橋長は一六・七〇米有効巾員は五・〇米、活荷重は二〇トでありました。

晴天の五月十一日に水分地区古老夫婦及び赤阪幼稚園児七〇名による渡初式を挙行いたしました。

村道森屋ひえの前線他一路線舗装完成

村道舗装整備事業につきましては従来から鋭意施行してまいりましたが、昭和48年度は村道森屋ひえの前線外一路線、総延長一・一〇〇米を完成いたしましたこれにより村道舗装は、



出合橋を渡る赤阪幼稚園児

ほぼ完了すると思われまますなお道路保護のために村道の重量制限標識を起、終点に設置いたしましたので規制を守ってください。やむなく制限以上通行される場合には必ず役場施設課へ届けて許可をうけてください

「出合」の地名由来

延宝七年(一六七九年)

開版の「河内国名所鑑」に「出合と云所は下の赤坂

辺也

諸国の軍勢の中へ楠勢三方より出合たたかい軍に勝利所なりとぞ」とあり元弘元年の下赤坂城合戦の故事に由来しますが、詳しくは太平記巻三「赤坂城軍事」をお読みください。

7月7日は参議院議員の 通常選挙投票日です

第10回参議院議員通常選挙は6月14日告示、7月7日に投票の日程で行なわれます。

豊かな住みよい社会を実現するためにも、棄権なく必ず投票しましょう。

国民年金の附加年金に加入して より多い年金を受けましょう

国民年金の保険料は、定額で毎月九〇〇円ですが、この附加保険料は、もっと高い年金をうけたい人のために、設けられたもので、保険料の納付免除をうけている人以外は、だれでも希望して附加保険料が納めることができ、より高い年金をうけることができるものです。

◆保険料 1ヶ月400円で定額保険料900円とあわせて納めることになります。

◆給付 保険料を納めた期間1ヶ月につき200円の割合で計算した額が将来受ける老齢年金または通算老齢年金の額に合せて支給されますので、大変有利です。

◆加入希望の方は 印かんと国民年金徴収袋を持って役場国民年金係までお越しください。

国民年金の保険料を納められない方は 保険料免除の手続きを

国民年金は、老後の生活や思わぬ事故により母子家庭や重い病気になったとき、年金により生活を手助けする制度です。

◆国民年金は、保険料を納められないとか、失業や災害などで納めることができない人にも年金が受けられるように保険料を納めることを免除する制度があります。

◆国民年金は、保険料を納められないからといって、そのまま保険料を納めなかった期間は年金を受けるための資格期間に計算されませんので年金を受けられないということにもなりません。

◆しかし、保険料の納付が免除されますと、その免除された期間も年金を受けるための資格期間になりますので、保険料を納めることが困難な人は、印かんをもって役場で保険料の免除の手続きをしてください。

◆免除には、法で定められている条件にあてはまれば届出をするだけで免除する場合（法定免除）と、納め

られない事情を書いた申請書を出して、府知事の承認によって免除する場合（申請免除）の二通りがあります。

法定免除

- ①国民年金の障害年金、障害福祉年金や母子（準母子）福祉年金を受けているとき。
- ②生活保護法による生活扶助または、らい予防法による生活援助を受けているとき。
- ③国立の療養所、私立の療養所にはいっているとき。

申請免除

- ①所得がないとき。
- ②被保険者またはその世帯の人が、教育扶助、医療扶助などを受けているとき。
- ③地方税法に定める障害者または寡婦で年間の所得が法令で定める額以下であるとき。
- ④その他、保険料を納めることが著しく困難なとき。

なお、保険料を免除された場合は、保険料を納めた人にくらべ、老齢年金は年金額が低くなりますが免除された期間の保険料を生活に余裕ができたときにまとめて納めることもできます。この場合は保険料を納めた人と年金額は同じになりますので、保険料を免除された期間については、できるだけ将来のことを考えて生活に余裕ができたときに納付することをおすすめします。

49年4月から 2級障害の人にも 障害福祉年金が支給されます

障害福祉年金は、これまで1級障害の人（日常生活が自分だけで全くできない程度の障害のある人）だけに支給されていましたが、49年4月から2級障害の人（日常生活に著しい不自由をきたす程度の障害のある人）にも支給されることになりました。

支給される年金額は六万円（月額五千元）です。現在、おおむね左表のような障害のある人で「受けることができる人」に該当する人は役場の国民年金係で説明をお聞きの手続きをしてください。

2級障害の人

片腕切断の人、片足切断の人、結核や精神病あるいは眼・耳・言語障害の人などで、日常生活に著しい不自由をきたす程度の人。

③障害の程度や種類のくわしくは係でおたずねください。

④「受けることができる人」20才以上の人が次の要件のうちどれか一つに該当する。

福祉年金の所得状況届を出しましょう

福祉年金を受けている人は、毎年「福祉年金所得状況届」を提出していただくことになっておりますが今年もその時期になりました。この「所得状況届」というのは、福祉年金を受けている本人やその配偶者または本人を扶養している人の昭和48年中の所得の状況などを届け出るもので、これによって、今年5月から、来年の4月までの1年間、福祉年金を受けることができ、重要なことですので、6月末までに提出していただかないと9月の

支払に間に合わないことにもなりますので、できるだけ早くにお手もの「国民年金証書」と「印かん」を持って役場の国民年金係までおこしください。

なお、福祉年金を受けることができるかどうかの所得の限度額は、毎年引き上げられておりますので、いままで所得が多いということと福祉年金を受けられなかった人でも、今年はあるいは受けられるようになるかもしれません。役場の国民年金係にお問い合わせください。

- ①国民年金制度ができる前（昭和34年11月1日前）からすでに障害の状態にあったとき。
- ②国民年金の被保険者となる前の負傷や病気によって障害の状態になった場合で、次に該当するとき。
- ③その負傷や病気をはじめて医師にみてもらった日が昭和36年4月1日前であるとき。
- ④その負傷や病気をはじめて医師にみてもらった日が20才に達する前であるとき。
- ⑤国民年金の被保険者となった後に負傷し、または病気にかかり障害の状態になった場合で、加入期間が短いため拠出制の障害年金を受けられないとき。ただし保険料を滞納してはいけません。
- ⑥大正5年4月1日までに生まれた人で、国民年金の被保険者でなくなった後に負傷し、または病気にかかり障害の状態になった場合で、国民年金の保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合算して次の表に掲げる期間をこえる人。

生年月日	期間
明治45年4月1日までに生まれた人	4年
明治45年4月2日～明治45年4月31日	5年
大正2年4月1日～大正2年4月31日	6年
大正3年4月1日～大正3年4月31日	7年
大正4年4月1日～大正4年4月31日	7年

⑤明治44年4月1日までに生まれた人が昭和36年4月1日以後に負傷し、または病気にかかり障害の状態になったとき。

高額療養費支給制度

七月一日より実施

高額療養費とは

本村の国民健康保険（国保）では、この度、加入者（被保険者）がお医者さんにかかって一人一カ月の医療費の自己負担額が三万円をこえた場合は、そのこえた分は国保が負担するという制度を発足させました。

国保の加入者は、病氣やケガでお医者さんにかかる、一部負担金として、医療費の三割を自分で負担して病院、診療所の窓口で支払うことになっていました。

どのような場合に

支給されるか

国保の加入者（被保険者）がお医者さんにかかる場合は、かかった医療費の三割を一部負担金として、病院、診療所の窓口で支払うことになっていました。

一人の加入者がお医者さんにかかって、一つの病院診療所（保険薬局も同じです）に、一カ月、一人一カ月（一病院、診療所とご記憶ください）、三万円以上の一部負担金（自己負担分）

を払った場合は、三万円をこえた額は、国保が負担し、あとから加入者へ払いもどします。

つまり加入者は、これらどんな重い病氣にかかっていても、医療費は月三万円まで負担すればよいことになるわけです。

ただし、一部負担金（自己負担分）が一カ月三万円をこえているかどうかの計算は、次のような方法でや

ります。

一部負担金の計算法

(1) 暦月ごとに計算

月の一日から月末までの受診について一カ月として計算します。

ですから、たとえばある月の十五日から翌月の十五日までのように、月をまたがって入院した場合で、最初の月の診療費の一部負担金の額が二万円、翌月が二万円、合計一カ月四万円を自己負担した場合でも、一日から月末までの計算ですから高額療養費は支給されません。

ただし、同一月内にいったん退院して、またそこへ再入院したような場合は合わせて計算されます。

(2) 病院診療所ごとに計算します

たとえば、甲の病院と乙の病院へ同時にかかっている一部負担金（自己負担分）として、一カ月に甲の病院へ五万円、乙の病院へ四万円を支払った場合は、甲の病院の分については三万円を控除した二万円、乙の病院の分については同様に一万円の高額療養費が支給されます。甲乙両方の病院を合計するということはあり

ません。

(3) 歯科は別

病院または診療所に内科などの科と歯科がある場合は内科などの科と歯科は別の病院または診療所として扱います。

(4) 総合病院

総合病院の各診療科はそれぞれ別の病院、または診療所として扱います。ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療を受けたときは合算して計算されます。（そのときでも歯科は別）

(5) 入院と通院

一つの病院、診療所でも入院と通院は別に扱い、合算しません。

(6) 差額ベッドやつきそい看護料

保険診療の対象とならない、入院したときの差額ベッド代や基準看護の病院へ入院したときのつきそい看護料または歯科で認められている差額徴収などは一部負担金の中に入りません。

(7) 療養費払い

患者が代金支払い、あとで国保から払いもどしをうける場合）基準看護でない病院、診療所へ入院したときの看護料、生血代、治療用具代、あんま、マッサージ、はり、灸師などの施術代、移送費やむを得ない理由で保険証を使わずに医者にかかったときの医療費など、患者が代金を支払いあとで国保から払いもどしをうけるいわゆる「療養費払い」の場合も高額療養費は支給されません。

払い」の場合も高額療養費は支給されません。

◎ 支給をうける手続き

所定の「高額療養費支給申請書」を国保の係まで提出してください。国保では病院、診療所から提出される「診療報酬請求明細書」にもとづいて一部負担金の額を計算し払いもどします。

◎ いつごろ支給されるか

「診療報酬請求明細書」は

診療をうけた月の翌々月の中ごろに国保へ回ってきます。高額療養費のお支払いはそのころになります。

◎ 老人医療費

「老人医療費受給者証」でお医者さんにかかっている方（六十五才以上のお年寄り）はこれまでと同じ要領で診療をうけてください。この制度についてのお問い合わせは役場保険課国保係へ。

経営芸園施設 安定資金融資

農業生産資

材の高騰による影響が大きく、特に経営規模の大きい施設園芸農業者の経営は著しく不安定であり、必要とする経営資金について低利で融資が受けられるよう融資措置を講じられ経営の安定を図るとともに円滑な再生産の確保を資するため、左記の通り融資されますので融資希望者は各農協へお申し込みください。

- ① 貸付対象経費
種苗費、肥料費、薬剤費、燃料費、ビニール代等
- ② 貸付限度額
施設栽培面積十アール二十五万円、一農家当り最高五十万円
- ③ 貸付利率
年五・五パーセント
- ④ 貸付期間
三年以内（うち据置一年以内）
- ⑤ 償還方法
毎年一回又は二回の元金均等償還
- ⑥ 申し込み期限
六月末日まで
- ⑦ お問い合わせ
役場経済課又は各農協へ

◇ 融資枠

千早赤阪村割当四千万円

◇ 融資条件等

施設園芸農業者（ビニールハウスによる栽培を行

史話と伝説

楠氏余話

⑥

千早籠城と野長瀬氏

新井白石は「読書余論」中で「功臣においては正成を以て第一とすべし。其故ははじめ笠置おちて天子西洲に蒙塵ありし時に、あたりて六十六洲のうちただこの一人其節を改めずしてわずかの小勢を以て東国の大軍と戦ふ事年を経りしほどに、武家に背く輩も彼は出来しなり、此人かくて王家の御為に勲勞なからましければ新田、足利、赤松等の人も其志を立る事叶べからず」と論じ孤城にひるがえる菊水の旗風により、よく天下の義軍をたためしめて百日の籠城を全うし、建武中興の偉業をなした楠木正成の功績をたたえているが、純軍事的見地からいっても千早籠城は大局の上において尤も価値あるものといわなければならない。

は東西古今の戦史に徴してあきらかなこととあります。「金剛山ハ未ダ破レズ」(博多日記)と天下耳目の焦点となった千早攻防戦を全うし得た一因である食糧の確保につき新資料により紹介いたします。

△野長瀬氏と南朝▽
元弘元年十月二十一日燃える下赤坂城を正成らとともに脱出して行方へくらました大塔宮護良親王は後図を期し十津川を経て熊野に向われました。

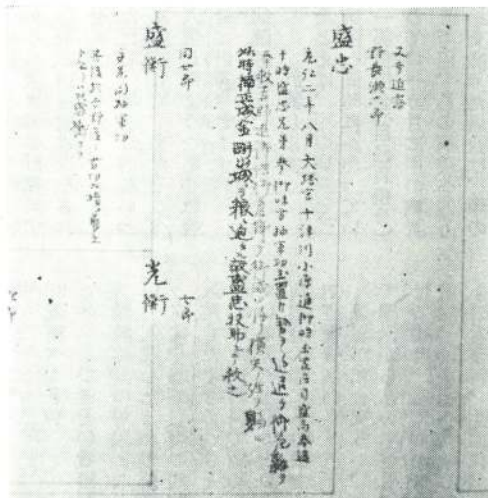
太平記巻五「大塔宮熊野落事」によれば村上義光、赤松則裕、光村房玄尊等九人を供として柿色の衣に笈を背に頭巾を着け、まるで田舎山伏の熊野詣で姿で苦勞を重ねて十津川に着かれ竹原八郎、戸野兵衛の忠勤により半年程滞りされた。しかし、北条方の熊野別当定通の出した恩賞の餌につられて竹原八郎の子息までも宮を害しようとしたのでひそかに主従僅か三十余人で高野へと脱出しました。その途中芋瀬庄司が宮を脅かしして錦の御旗を賜ったこと、これを村上義光が奪い還した事等のエピソードをまじえ、熊野別当の前衛ともいえるべき玉置庄司を説得しようと考えられたが、

が、今は助かる術もなく、自害しようと考えました。この危機の時駆けつけたのが野長瀬兄弟の率いる三千余騎(実勢五百余騎)であるが、太平記(巻第五「大塔宮熊野落事」)によれば「北ノ峯ヨリ赤旗三流松



野長瀬盛孝氏

失敗し玉置勢五百余騎の攻撃するところとなりました。下赤坂城脱出以来幾多の危難に遭遇されながらも神仏の加護により万死に一生を得られた大塔宮であった



野長瀬家系図

が、今は助かる術もなく、自害しようと考えました。この危機の時駆けつけたのが野長瀬兄弟の率いる三千余騎(実勢五百余騎)であるが、太平記(巻第五「大塔宮熊野落事」)によれば「北ノ峯ヨリ赤旗三流松

ノ嵐ニ飄シテ其ノ勢、六、七百騎ガ程懸ケ出デタリ：真前ニ進タル武者大音声ヲ揚ゲテ「紀伊國ノ住人野長瀬六郎、同七郎其ノ勢三千余騎ニテ大塔宮ノ御迎ニ参ル所ニ忝モ此君ニ対ヒ進セテ弓ヲ控、楠ヲ列ヌル人ハ誰ゾヤ、玉置庄司殿ト見ルハ僻目力……余スナ漏スナ」と、わめき叫んで攻撃したので玉置勢は楠を捨て旗を巻いて退却してしま

った。その後大塔宮の危難を救った野長瀬一族は吉野守備軍の中核をなし、建武中興後も南朝の股肱として忠勤をはげみ両朝合一後も尚その子孫遣臣が、足利幕府をおびやかした純忠野長瀬氏の余光として、歴史に永く伝えられてきました。

△千早城救援▽

下赤坂落城後一年有半の雌伏後、楠木正成が再び陽動作戦を開始したのは元弘二年十一月からであるが、その間築城した上赤坂城も攻防僅か一週間で奇しくも吉野と同じ元弘三年閏二月一日に落城し北条の大軍はいよいよ楠木最後の千早城へ殺到してまいりました。

太平記巻七「千劍破(千早)城軍事」によればその軍勢百万余騎城の四方二・三里の間を相撲見物のように入り込んで一寸の隙もないありさまで関の声は天地をゆり動かし「ワズカ千人ニ足ヌ小勢ニテ誰ヲタノミ何ヲ待共ナキニ城中ニコラヘテ防ギ戦イケル楠ガ程不敵ナレ」と描写しています。この様に僅か千人足らずの軍兵を以て北条の大軍を迎えうち、千早籠城を全うして建武中興の大偉業をなしためには、天然の要害に據り名將勇卒が神策奇策

をめぐらして奮戦した結果であるが両者の糧食と用水の確保問題も重大な影響をもたらしたのと思われま

す。太平記によればいかなる猛攻にも屈しないので「コノ城ヲ力責ニスル事ハ人ノ討ルバカリニテ其功成難シ。タダ取巻テ食責(兵糧攻め)ニセヨ」と下知して攻撃を中止しました。

ところが楠木正成は下赤坂城陥落が食糧不足であり上赤坂城は、水路を絶たれて落城した苦い経験から食糧用水の確保を充分にしていたことは太平記の記事に徴して明らかであります。

しかし長期間の籠城ともなると水はともかく食糧は不足してくるのであるが、完全に封鎖された状況下でいかにしてその補充に成功したのでありましようか。

和歌山県西井栗郡中辺路町近露在住の野長瀬盛孝氏は前述の大塔宮をお救した野長瀬六郎(盛忠、野長瀬家五代目)一族の第二十八代目の当主であります。当家に伝わる「野長瀬家系図」に次の様に記載されています。(写真参照)

「此時楠正成金剛山城ニテ粮ニ迫リタル故盛忠扶助シテ救之」とあります。

氏の研究により近露から和歌山、奈良県境の果無山

脈を越え十津川、千早峠を経て千早城を結ぶ約百料の裏ルートがあったことが明らかになりました。

正成軍が伝えられるように孤立していたのでなく、盛忠の率いる近露兵四百人が兵糧基地の米五百石をこのコースを使い、三回にわたって千早城に輸送して籠城のささえになったことを確認されたのであります。

勿論近露軍を側面的に援助したのは大塔宮の命による吉野、十津川、宇陀、宇智の兵であり太平記によれば以上の兵七千が千早城寄手の往來の路をさしふさいだので、逆に「諸国ノ兵ノ兵糧忽ニ尽テ人馬共ニ疲レ」て兵糧確保も不可能になり、つぎつぎと後退してゆきました。

かくて正成と大塔宮の連合作戦との野長瀬氏食糧救援による共同作戦により千早百日の籠城が全う出来建武中興の偉業がなつたのであります。

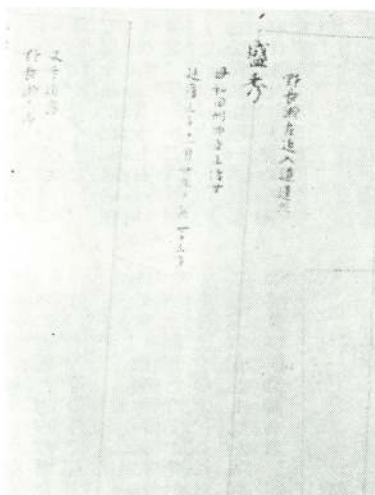
野長瀬氏の出自とその余香

野長瀬氏の系図によると清和源氏の出であり源義家より義忠、経国、盛経を経てその子経忠が野長瀬太郎と名乗り初めて野長瀬氏を称し、大和吉野の奥に住みついて、経忠の子頼忠(二代)は野長瀬庄司六郎を号し、寛喜元年(一二二九年)今より七四五年前、紀伊国室の郡近露庄の下司職に補せ

られました。

同系図によれば、四代目盛秀の母が和田行部正俊の女(写真参照)であることとされていますが和歌山県新宮市に現住の楠正暢(なが)氏所蔵系図には次のように記載されています。

神丹杵穂命五世孫熊野國造大阿刀足尼二十六世和田右兵衛尉良正の次男良成(成氏)(次郎左衛門尉河内国石川郡に住み千早七郷の領主)——正俊(和田刑部尉)——正玄(左近大夫和田五郎千劍破館に住んで七郎を領した)——正成——正儀——正勝(「註」十津川で亡くなった)——二家の系図中和田刑部正俊と正俊(和田刑部尉)が同一人ということであれば和田正俊の女(一説妹)が楠木正成の伯母であり、四代目野長瀬盛秀とは従兄弟であり、その子盛忠(五代)が正成の要請で大塔宮を助けたたり、千早城に食糧を送ったことは当然だといふことが立証されます。



(以上一部五月十五日読売新聞朝刊掲載)この様に楠木、和田両氏と血族関係にあった野長瀬一族は六代盛満、七代盛朝は共に楠木氏に属して南朝を援け「後南朝」にあつても最後迄忠節を尽し爾來二十八代現当主野長瀬盛孝氏(写真)と続き、一族の宗家として今日に至っています。

氏は大正二年和歌山県西丹波郡中辺路町大字近露に生誕、昭和十三年大阪帝大医学部卒後同大学附属病院に勤務されて、刀圭家として秀れた手腕と識見を持っておられたにかかわらず中央学界に臨む名利、名望を捨て昭和二十一年故山近露郷に帰られ町立診療所の医師となつて現在に至っています。

以上資料の考証も不允分て紙数の制約もあり、ただ紹介に終りましたが野長瀬盛孝先生読売新聞社の御教示、記事転載の御快諾に對し厚くお礼申し上げます。金剛の山は高くとも近露の里は見はるかす雲海の彼方に漂渺として定かならず重畳たる山なみの連なる遙かなる涯ではあるが、今を

村史編集室より

去る六百数十年前より楠氏一族をえにしとし、たちがたい絆となつて結ばれ現代に至りましたが今や再び町村共その恵まれた文化遺産とかけがえのない自然景観とを基盤とした自然休養村事業のブローグを迎えんとしている今日姉妹町村提携の一日も早からん事を念じつつ拙文を欄筆します

皆様の協力により次々珍しい資料を手に入れることが出来ますので、係一同感謝致しております。わずかな紙面をいただきましてので、一節だけ紹介いたします。

- 明治十年河内国石川郡水分村特産物産表
- 実綿三百斤(四十斤増)
 - 一斤二付金十銭
 - 菜種七拾二石(九石増)
 - 石二付五円
- 右之通物産取調候処相違無之候也
- 明治十年三月 右村総代 河内国第一大区六小区 石川郡水分村
- 一、田方凡裏毛積 七歩方
 - 一、米売出し 百五十石
 - 一、菜種 八十石
 - 一、綿
 - 一、木綿三百匹(機織りをしていたことがわかる)
 - 一、炭 四拾駄

去る六百数十年前より楠氏一族をえにしとし、たちがたい絆となつて結ばれ現代に至りましたが今や再び町村共その恵まれた文化遺産とかけがえのない自然景観とを基盤とした自然休養村事業のブローグを迎えんとしている今日姉妹町村提携の一日も早からん事を念じつつ拙文を欄筆します

村史編集室より

- 一、杉丸太 拾五駄
 - 一、板類 八十坪
 - 一、樽丸 (桶や樽等容器の材料)
 - 一、柿 五拾荷(柿ボテに入れて売った)
 - 一、線香粉 拾五駄
 - 一、竹 百駄
 - 一、泥芋 千六百斤
 - 一、葛根 他より買入之分
 - 一、種粕 百駄
 - 一、干鰯 百駄
 - 一、烟草(たばこ?)二百斤
 - 一、塩 五百駄
- ◎注 一斤二六〇g 一駄二一五〇g 一石二一五〇kg
- 右之通取調書上候也
- 明治十一年七月一日 尙明治十三年八月の水分村の人口は五九七人であったがそれらの人々が米や菜種、綿、炭、柿、泥芋、葛根カッコフジークツツ粉の原料等を生産して生活していたことがわかります。現在の作

物と比較してみて下さい。また水車を利用して杉の葉を粉にし線香の原料を作っていたこともわかります。そして今もその伝説が続けられて、秀れた技術をもつ薬品原料工業として、発展しています。又河内木綿の生産もみられます。

買入れの主なもの、塩と肥料とですが、七トンもの塩は何に使ったのでしょうか。つめのに使ったとしても少し多すぎますが、質素な生活の状況がわかります。

◎おれとお願い

水分村及び吉年村については、宗旨改帳、土地台帳等徳川時代の様子の分子資料をお貸し下さいました。編集室としましては小吹、桐山、森屋、川野辺地区についてもう一度このような資料の入手にご協力いただければと重ねてお願い申し上げます。又二十六号でお願いしました機織りの道具は千早地区の二氏からいただくことになりました。

経済課と協力して長く保存させていただきま。厚くお礼申し上げますと共に今後各種の亡び行く民俗資料の収集にご協力下さいますようお願い申し上げます。

村史編集室 二二三八 伏井 兼松

戸籍の公開を制限

実施について

大阪府 下全市町村では、六月一日（大阪市は四月二十五日）から戸籍の閲覧及び謄抄本の交付は原則として本人又は本人と同一戸籍内に記載されている方あるいは本人の承諾書を提出された方に限って認めることになりま

このように人権問題にかかわりをもっている戸籍の自由な公開をなくすため、戸籍法第十条ただし書の規定及び本年二月十五日づけ法務省民二第一一二六号通達にもとづき「大阪府市町村戸籍公開制限統一実施要綱」を作成し、戸籍の公開制限を実施することになりました。

なお、この趣旨は戸籍を必要とする内容が人権上問題があると思われる場合に戸籍の自由な公開を制限するものでありますので、人権上問題がなく正当な理由がある、村長が認めた場合は制限するものではありません。

戸籍の公開制限の実施にともない、戸籍の閲覧及び謄抄本の交付手続きが六月一日から次のようになっておりますので皆様のご協力をお願いいたします。

(1) 戸籍は、原則として本人又は本人と同じ戸籍（除籍、原戸籍を含む）に記載されている者（本人等）というにしか閲覧及び謄抄本に交付できません。

(2) 本人等が役場へ来られない場合には、本人等の承諾書を役場へ提出された方に交付します。（承諾書の様式を参照）

(3) その他、村長が基本的人

権を侵すおそれがなく、特に必要と認めた場合には、本人等以外でも交付します。

(4) 除籍、改製原戸籍には人権上問題となるおそれがありますので、これらの閲覧は禁止してあります。

承諾書の様式

④

お問い合わせは役場住民課まで 電話 〇〇八一〜三

大阪府における
液化石油ガスの
標準産率率
四・八一以上
(単位 立方メートル／十キログラム)

⑤ この産率率は五月十五日以降の検針分について適用する。

承 諾 書	
わたしは	目的
本〇通を必要とします	代理人
請求することについて承諾しました	昭和 年 月 日
(市町村名) 長殿	承諾者住所氏名

計量器定期検査を受けるましよう

計量法第一三九条の規定により取引、または証明に使用するばかりは三年に一回の定期検査を受け、検査済証がなければ使用することが出来ません。先日各実行組合長さんにお手数をかけ、検査受検申し込み書を取りまとめの上提出願いしましたが、申し込みをされないうちに、法に基づいてぜひ検査を受けられますようお知らせします。

なお前回申し込みをされないうちに今申し込みをされ検査を受けられる方は、至

急役場経済課へお申込みください。

◆定期検査対象計量器

- ① 各種商店の商取引に使用しているばかり
- ② 薬局、病院、医院、の調剤用天びん類および診断に用いる体重計
- ③ 幼、小、中、高等での身体検査用の体重計
- ④ 米集荷用、牛乳集荷用、各種農作物の売買用に用いるばかり
- ⑤ 各種事業場の受入、出荷の取引用その他内容および品質の表示に必要なばかり

望みです。

◆融資条件等

- ① 貸付対象資金
肥料代、農薬代、動力、光熱費、雇用労賃等
- ② 貸付対象者
経営面積がおおむね五十アール以上の農家
- ③ 貸付限度額
経営面積十アール当り五万円、最高三十万円
- ④ 貸付利率
年四%
- ⑤ 貸付期間
三年以内（うち据置一年以内）
- ⑥ 償還方法
千早赤阪村割当五二〇万円、但し大阪府へ増額の要

⑧ プロパンガス用のはかり（充填所、販売店等）

⑦ 運送会社の使用するばかり

⑧ その他官公庁、警察署で証明用に使用するばかり

⑨ 時計業、ゴルフ場、つり堀で使用するばかり

◆検査実施日時及び場所

七月二十三日（火）

午前十時三十分から十二時三十分

千早農協、千早支所前

午後一時三十分から三時三十分

千早農協前

七月二十四日（水）

午前十時三十分から午後三時三十分

赤阪農協選果場

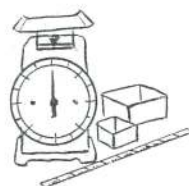
◆検査手数料

ひょう量（最大能力）によつて多少違いますが十円から五百円位です。

毎年一回又は二回の元金均等償還

⑦ 申し込み期限
六月二十日まで

③ お問い合わせ
役場経済課又は各農協へ



差別をなくそう

お母さんと同和教育

家庭は子供の人間形成に最も大きな役割を持つといわれています。そして家庭教育は人間社会の生活の形態上、母が主導権を持つこととなります。それは子供に対する母親であることと生活を通して子供に教育に関係した分野で最も多く接するためであります。従って母が教育に対し正しい知識及び意識を持つことが最も大切な条件ということになります。教育には学校教育、社会教育とならんで家庭教育がとらえられています。そして、この三つはいずれもその具体的な方法において特質のあるむかしさを持っていて家庭教育には、家庭教育独特の困難性があります。

特に、それが同和教育となると目的は極めて簡単明瞭であっても具体的には大変むかしきことです。それは同和教育も理論的には歴史を説き現状を説明し、差別と被差別の状況を解剖して、その非をさとらねばいいのですから、比較的低いレベルでの問題について説明はいくらでもできます、けれども理論と実際との間にギャップがあつたりしてそれがむかしくしているのではないかと思えます。たとえば人間はお互いにその尊厳を認めあうこと。人が人を差別するようになまぢがいは起さないこと。このわかりきったことを抽象的に人間尊重という言葉で数えることはやさしいが部落を實際に、具体的に教育することになると、知らない子供に教えて、かえってそれが問題を起す原因にならないか、と、いったようにいろいろな問題が生じてきて、それが全体をむかしくしているようです。むかしきからといって、そのむかしさに負けて同和教育をしないことはまちがいであります。

現に学校では、子供に同和教育を進めています。それは子供は純情無垢で白紙的であることから、小さい子供には差別的予防的な面からはじめ、逐次学年が進むにつれて高度化して行なわれています。

子供は、はじめは純情で差別的な意識はありませんが、社会や家庭で生長して行く間にいつのまにか差別意識が芽生え教え込まれて行くようです。お母さん達

は自分の子供の年令に応じた対処できるよう、親として子、家庭教育の担当者としてまず自からの差別的な考えを持つていないか反省し更に発生の仕組みを見ぬく正しい知識と意識を持つべきで、そのために母親自身同和教育を勉強せねばなりません。学校や社会教育機関では、どことも熱心に同和教育を進めています、が、目に見えて効果が現れにくいものです。

婦人教育学級生募集

▽婦人学級

◆募集人員 約五〇人

◆対象 象 千早赤阪村に住む家庭婦人

◆学習内容 一般婦人教養

◆日時その他

◆場 所 毎月一回・年間合計二十五時間程度

◆申し込み 主として役場別館

◆申し込み 六月十五日まで婦人会を通じて教育委員会

◆募集人員 約五〇人

◆対象 象 千早赤阪村に住んで子弟が小学校低学年または幼稚園に在学してい

◆場 所 毎月一回年間合計二十五時間程度

◆申し込み 主として役場別館

◆申し込み 六月十五日まで婦人会を通じて教育委員会

◆募集人員 約五〇人

◆対象 象 千早赤阪村に住んで子弟が小学校低学年または幼稚園に在学してい

◆場 所 毎月一回年間合計二十五時間程度

◆申し込み 主として役場別館

◆申し込み 六月十五日まで婦人会を通じて教育委員会

家庭での教育が社会教育推進の一助となり、学校教育をより効果的にするためPTAや社会教育での講演や講座に参加していただきたいものです。このことは女性自身、男女同権をうたう現代の社会で、まだ女性自身の卑屈感とこれに対する差別観があり、この男女間の差別的解消にも役立つことになるのではないでしうか。

老人学級生募集

村内には各部落毎に老人会としての集いがあって活発な活動がなされています。大変結構なこと益々発展しますよう祈ります。

◆日時その他 今度、教育委員会では、社会教育の一環として、老人学級を開設することになりました。

◆申し込み これを千早赤阪村ことぶき学級と名付けました。

▽ことぶき学級

◆募集人員 約五〇人

◆対象 象 千早赤阪村に在住の六十五才以上の老人

◆学習内容 老人教養外

◆日時その他 毎月一回年間合計三十五時間程度

◆申し込み 主として役場別館

◆申し込み 六月十五日まで教育委員会

交通事故をなくしましょう

安全な運転の励行
正しい横断の励行



自転車は左側をはしりましょう。

たばこは
千早赤阪村で
買いましょう

六月分

休日診療当直医のお知らせ

月日	祭日	医院名	住所および道順	電話番号
六月二日	日	桐野医院	富田林市高辺台 一―二―一六	〇七二二二 〇二〇〇〇
六月九日	日	東條正 医院	富田林市寿町二― 二―一八 府民センター西五 〇米	〇七二二二 〇四七〇
六月一六日	日	小野田 医院	富田林市久野喜台 一―一七―八 久野喜台小学校西 側	〇七二二二 〇九五七九
六月二三日	日	高田医院	富田林市喜志新家 二―四―二 喜志駅より西北三 〇〇米	〇七二二二 〇二〇六六
六月三〇日	日	平田医院	富田林市常盤町 一―二―三三 市役所東側	〇七二二二 〇二〇三四

☞診療時間

午前九時より十二時まで
午後一時より六時まで

緊急を要する病氣・ケガの患者に限ります。

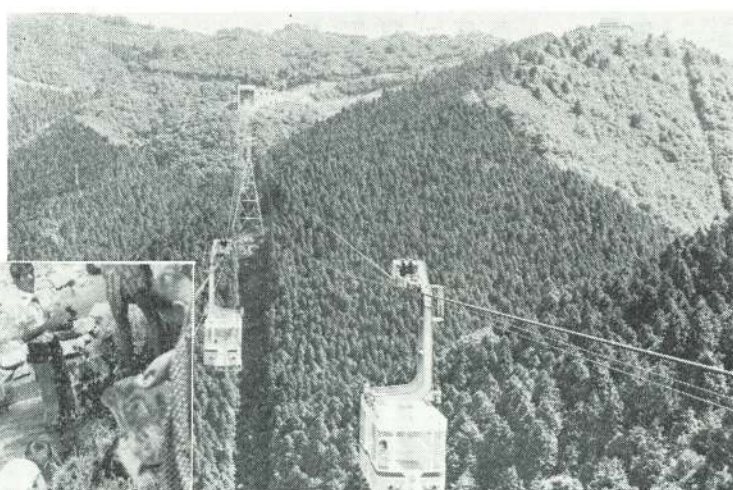
往診はいたしません。

特に時間厳守してください。

※当直医日程については各部落にも掲示板に掲示してあります。

心配ごと相談日
のお知らせ心配ごと相談
談日程はつき
のとおりです
お気軽におこ
しください。
どんな相談で
もお受けしま
す。

相 談 日	7月	8月	9月
1 日 (月)	1 2 日 (月)	1 0 日 (火)	1 0 日 (火)
1 0 日 (水)	2 0 日 (火)	2 0 日 (金)	2 0 日 (金)
2 2 日 (月)	3 0 日 (金)	3 0 日 (月)	3 0 日 (月)
3 0 日 (火)			

場所 庁舎別館診療所二階
時間 午前一時〜三時この夏金剛山で
思い出を残そう金剛山は、昭和33年4月
自然公園法に基づき府下で
最初に指定された「金剛生
駒国定公園」の一部で大阪
奈良・和歌山にまたがる葛
城山脈の主峰であります。特に夏は、都心より10度
も涼しく、冷気は自然のも
のだけに格別のすがすがし
さ。それに河内・和泉・大
和の三平野を一望でき、近
年夏季には、納涼・植物・
昆虫・採集等、家族連れで
広く親しまれています。
今年の夏は金剛山でよい
思い出を残してください。
金剛山は、みんなの山で
あります。一人ひとり気を
つけ美しい自然を大切にし
ましょう。

史跡と緑の

金剛山口プウエイ
納涼まつり期間 7月10日〜9月1日
主催 千早赤阪村

楽しい催し

▽7月10日 (水) 14時

夏山登山安全祈願祭(下駅)

▽7月14日 (日) 10時

金剛山頂史跡めぐり(上駅)

夏の清掃
について美しい環境づくりのため
大掃除をいたしましょう。今年には特に実施日の指定
はいたしませんので、七月
八月の適当な日を選んで、
大掃除をしてください。大掃除より出た粗大ゴミ
は、毎月の粗大ゴミ収集日
(毎月十七日)の前日に粗
大ゴミ収集場所にお出し
ください。(当日、一般家庭
ゴミは出さないようお願い
いたします。)

▽7月22日 (月) 14時

けい流ニジマスつかみ取
り大会(下駅)

▽7月26日 (金) 10時

特別写生指導会

こどもワッペンプレゼン
トデー(上駅)

▽8月1日 (日) 7時

いずれも10時(香楠荘)

金剛コロニー作品展示会

▽8月4日 (日) 10時

特別写生指導会

こどもワッペンプレゼン
トデー(上駅)

▽8月10日 (出) 11時

恒例そうめんの早喰い競
争(上駅)

▽8月14日 (水) 10時

カブト虫を先着二〇〇名
様に差しあげます(上駅)

▽8月24日 (出) 10時

金剛山頂一周遊歩ラリー
(上駅)

期間中

◆金剛山写生コンクール作
品募集◆夏期マスつり大会開催
(千早マスつり場)